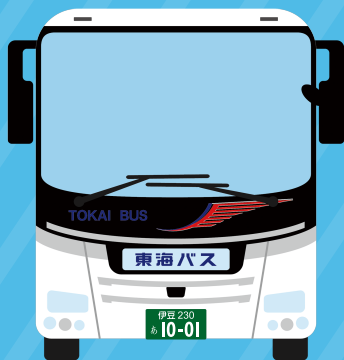


福利厚生

HAND BOOK



東海自動車株式会社
株式会社東海バス

福利厚生ハンドブック目次

第1章

東海自動車・東海バスについて

- ・会社概要 P 3
- ・会社の取り組み P 4

第2章

入社したとき

- ・入社時の雇用形態 P 5
- ・制服 P 5
- ・通勤手当 P 5～6
- ・家賃補助・家族・教育手当 P 7

第3章

休暇・休職・休業

- ・年次有給休暇・保存休暇 P 8
- ・特別休暇 P 9
- ・休職 P 10
- ・介護・育児休業 P 10～11

第4章

公的資格取得支援制度

- ・公的資格取得支援制度 P 12

第5章

表彰制度

- ・運転士無事故表彰 P 13
- ・永年勤続表彰 P 13

第6章

定年退職・退職

- ・定年退職 P14
- ・退職金 P14

第7章

健康管理

- ・健康診断 P15

第8章

小田急グループ健康保険組合

- ・健康保険組合の諸制度 P16～17

第9章

東海バスグループ共済会

- ・贈与金 P18～19
- ・医療・各種補助金 P19～20
- ・貸出金 P20

第10章

紹介報奨金制度

- ・バス運転士志願者紹介報奨金 P21
- ・貸切バス利用者紹介報奨金 P21
- ・贈答品購入者紹介報奨金 P21

第11章

職場交流イベント

- ・職場交流イベント P22

第1章 東海自動車・東海バスについて

(1) 会社概要

会社設立

1917年2月15日（東海自動車株式会社）

企業理念

わたしたちは、お客さまの心に寄り添いながら、より安全・安心・快適なサービスを追求していきます。
わたしたちは、やりがいと笑顔があふれる職場を大切にしていきます。
そして、新しい価値を創造し、地域とともに成長していきます。

主な事業エリア

静岡県東部の伊豆エリア



(2) 会社の取り組み

安全への取り組み

東海バス安全方針

「安全に、より安全に、もっとも安全に」

東海バスでは「運輸安全マネジメント」に基づき、社員教育や厳正な点呼執行、後付衝突防止補助装置等の設置、および運転適性診断システムを活用した運転士個々の特性に応じた指導などにより、安全性の向上、事故防止に取り組んでいます。

貸切バス事業者安全性評価認定制度

東海バスは三ツ星を取得

※貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取り組み状況を評価し、認定・公表する制度です。



職場環境への取り組み

働きやすい職場認証制度

東海バスは二ツ星を取得

※自動車運送事業の運転者の労働条件や労働環境を第三者機関が評価・認証する制度です。



健康経営優良法人認定制度

東海自動車・東海バスともに認定事業者

※地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。



環境への取り組み

グリーン経営認証制度

東海バスは永年登録事業所

※グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の環境保全に対する取り組みを行っている事業者に対して、審査・認証する制度です。



第2章 入社したとき

(1) 入社時の雇用形態

事務職

正社員として採用します（試用期間：3ヶ月間）
※「契約社員」「エリアクルー（無期雇用）」としての採用もあります。



運転士

正社員として採用します（試用期間：6ヶ月間）

ガイド

正社員として採用します（試用期間：3ヶ月間）



(2) 制服

運転士やガイド、営業所女性事務職には制服を貸与します。

(3) 通勤手当

①公共交通機関の利用者

公共交通機関（東海バス除く）を利用し、自宅から勤務地までの最も合理的な通勤経路での片道距離が2 km 以上の方に対し月額 50,000 円（税込）の範囲内で、定期券代を支給します。



②私有車の利用者

自宅から勤務地または乗降駅までの最も合理的な通勤経路の片道距離が2 km 以上で、私有車通勤が承認された者に、次の表の通り通勤費を支給します。



※私有車とは普通自動車、自動二輪車、原動機付自転車をいいます。

片道通勤距離	出勤日1日に対する手当額
2 km以上 ～ 5 km未満	70円
5 km以上 ～ 10 km未満	150円
10 km以上 ～ 15 km未満	250円
15 km以上 ～ 20 km未満	350円
20 km以上 ～ 25 km未満	450円
25 km以上 ～ 30 km未満	550円
30 km以上 ～ 35 km未満	650円
35 km以上 ～ 40 km未満	750円
40 km以上 ～ 45 km未満	850円
45 km以上	1,000円

(4) 乗車証について

東海バスの路線バスが利用できる無賃乗車証を発行します。

※定期観光バス・高速乗合バス・特定施設契約バス（熱海自然郷、伊豆天城シャトルバス）
コミュニティバス（せせらぎ号、清水町循環、長泉町南北線）では利用できません。

職務乗車証

入社時に従業員本人に交付（4年毎1月1日に更新）

家族乗車証

家族に対して交付（2年毎3月1日に更新）

※配偶者、同居または扶養している実養父母、扶養している子女、
在学している実兄弟・姉妹を対象に1家族で1枚を交付します。

※配付対象職種については「社則第4章の6」をご覧ください。



優待乗車証

永年勤続者に交付（2年毎6月1日に更新）

勤続年数	10年以上	20年以上	25年以上	30年以上
交付年数	2年	5年	7年	終身

※定年退職時に申請された方を対象に交付します。

家族通学乗車証

通園・通学する家族に対して交付（毎年4月に更新）

※家族乗車証に記載されている家族が対象となります。

※配付対象職種については「社則第4章の6」をご覧ください。

(5) 新入社員家賃補助

新入社員が50km以上の遠隔地から転居して入社する場合、最長2年間、最大50,000円(税込)の家賃補助を支給します。

※支給には諸条件があります。詳しくは「社則第8章の5」をご覧ください。



(6) 家族手当 ※事務職は対象外となります。

家族を扶養する従業員に対して、次の通り支給します。

扶養家族	金 額
配偶者	月額 10,000円
子1人につき	月額 5,000円
父母1につき	月額 3,000円



※試用社員は対象外となります。

※扶養家族の範囲については、「社則第8章の1」をご覧ください。

※家族手当の受給には、申請が必要となります。

(7) 教育手当 ※事務職は対象外となります。

学校教育法第1条に定める高等学校、高等専門学校、大学(短大含む)および同法第11章に規定する専門(専修)学校に在学する従業員に対して、次の通り支給します。

学校区分	金 額
高等学校	月額 8,000円
高等専門学校(3学年まで)	月額 8,000円
高等専門学校(4学年まで)	月額 12,000円
大学(短大を含む)	月額 12,000円
専門学校(専修学校)	月額 12,000円

※上記金額は子1人に対しての支給金額となります。

※試用社員は対象外となります。

※教育手当の受給には、申請が必要となります。

第3章 休暇・休職・休業

(1) 年次有給休暇について

1年間の所定労働日の8割以上出勤した方に対して、次の表の通り年次有給休暇を付与します。(年次有給休暇有効期間：2年間)

※新入社員は入社日から6ヶ月間の所定労働日の8割以上出勤した方に対して、年次有給休暇を10日付与します。



勤続年数	休暇日数
6ヶ月	10
1年越 ～ 1年6ヶ月以内	11
1年6ヶ月超 ～ 2年6ヶ月以内	12
2年6ヶ月超 ～ 3年6ヶ月以内	14
3年6ヶ月超 ～ 4年6ヶ月以内	16
4年6ヶ月超 ～ 5年6ヶ月以内	18
5年6ヶ月超	20

(2) 保存休暇について

失効した年次有給休暇は、保存休暇として最大40日間を保存し、次の目的として使用することができます。

- ・私傷病による病気療養
- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症に伴う療養
- ・育児休暇規程に定める対象者の看護
- ・介護休暇規程に定める対象者の介護
- ・ボランティア活動等への参加
- ・自己啓発のためのセミナー等への参加

※保存休暇の使用は年次有給休暇の使用が優先となります。



(3) 特別休暇について

次の事由に該当する場合は、有給の特別休暇を付与します。

結婚休暇（連続にて取得）

本人が結婚するとき・・・5日以内
子・兄弟姉妹が結婚するとき・・・2日以内

※挙式日を含めての取得となります。

※結婚祝金についてはP18をご覧ください。



忌引休暇（連続にて取得）

実・養父母、配偶者、実・養子が死亡したとき・・・7日以内

二親等の血族が死亡したとき・・・3日以内

※祖父母、兄弟姉妹、孫または配偶者の父母が死亡した時

三親等の血族が死亡したとき・・・2日以内

※弔慰金についてはP18をご覧ください。



公務休暇

公の職務を執行するために必要な時間または期間

（例）消防団活動等



出産休暇（連続にて取得）

組合員には出産手当150,000円を支給

※産前・産後休暇は無給となります。

※出産育児一時金についてはP16、出産祝金についてはP18をご覧ください。

産前休暇

6週間以内（多治妊娠の場合は14週間以内）

産後休暇

8週間以内

※産後6週間を経過し復職を希望する場合は、医師が支障ないと認めた業務に就くことができます。



配偶者の出産

配偶者が分娩したとき・・・5日以内

※分娩当日を含めての連続取得となります。



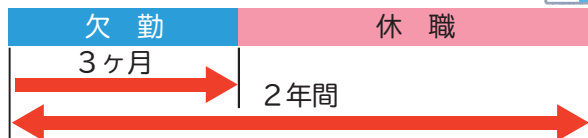
(4) 休職について

休職事由と休職期間



- ・私傷病により引続き 3 ヶ月欠勤したとき

欠勤の日から起算して2年間



なお、復職した日から6ヶ月以内に同一の傷病にかかった場合、最初の休職とみなし、その期間は通算されます。

- ・私傷病以外での欠勤が1ヶ月を超えたとき

該当日から起算して1ヶ月間

- ・公職に就き常時職場を離れるとき、または会社の都合で会社外の業務に従事することを命ぜられたとき

該当日からその任期間

※休職期間は雇用形態によって異なります。詳しくは「社則第7章」をご覧ください。

※治療と仕事の両立のための相談については、所属長を通じて総務課までお問合せください。

(5) 介護休業について

介護休業

要介護状態（負傷・疾病等）にある家族を介護する場合に取得できます。休業期間は対象家族1人につき通算1年間の範囲（休業開始予定日から起算して1年を経過する日まで）内です。

※詳しくは「社則第10章の2」をご覧ください。

介護休暇

要介護状態（負傷・疾病等）にある家族を介護する場合に取得できます。当該家族1人の場合は1年間で最大5日まで取得できます。

※詳しくは「社則第10章の2」をご覧ください。



(6) 育児休業について

育児休業

1 歳までの子を養育する場合、必要に応じ育児休業を取得できます。なお、保育所に入れない等の事由がある場合は 2 歳に達するまで延長することができます。

※詳しくは「社則第 10 章の 1」をご覧ください。



看護等休暇

養育する小学校 3 年生までの子供が怪我または病気で看護するとき等、必要に応じて取得できます。当該家族 1 人の場合は 1 年間で最大 5 日まで取得できます。

※詳しくは「社則第 10 章の 1」をご覧ください。



柔軟な働き方

3 歳～小学校就学までの子を養育する場合、養育両立支援休暇、または短時間勤務制度を選択することができます。

養育両立支援休暇

子の養育を行うため、年次有給休暇とは別に、1 年間で最大 10 日まで取得することができます。

※養育両立支援休暇は無休となります。

※詳しくは「社則第 10 章の 1」をご覧ください。



短時間勤務制度

所定労働時間を原則として 1 日 6 時間とし、始業・終業時間は事業所ごとに定めます。

※詳しくは「社則第 10 章の 1」をご覧ください。



第4章 公的資格取得支援制度

公的資格を取得することで、褒賞金を交付します。

ランク	資格名	業務に必要な資格	賞金または記念品
S	司法書士		20万円相当
	税理士		
	中小企業診断士		
	土地家屋調査士		
	社会保険労務士		
	行政書士		
A	宅地建物取引主任者	○	10万円相当
	2級建築士		
	測量士		
	日商簿記1級		
	応用情報技術者		
B	総合旅行業務取扱管理者	○	5万円相当
	建築物環境衛生管理技術者	○	
	基本情報技術者		
C	衛生管理者（第1種）	○	4万円相当
	国内旅行業務取扱管理者	○	
D	測量士補		3万円相当
	2級土木施工管理技士		
	日商簿記2級		
	ITパスポート		
E	危険物取扱者（乙種4類）	○	1万円相当
	日商簿記3級		
	運行管理者	○ (運転士のみ)	



※業務に必要な資格を取得した方には、各資格に対して一回に限り交通費と受験費用を会社に負担します。

第5章 表彰制度

(1) 運転士無事故表彰

バス運転士の無事故期間が下記表に該当する場合は、表彰状と該当の表彰金を贈呈します。

無事故表彰		表彰金額
連続	3年	10,000円
連続	5年	50,000円
連続	10年	50,000円
連続	15年	50,000円
連続	20年	100,000円
連続	25年	100,000円
連続	30年	100,000円
連続	35年	100,000円



(2) 永年勤続表彰

東海バスグループでの勤続年数が20年および30年の方に対して表彰状を贈呈します。また、勤続年数が30年の方には表彰金を贈呈します。

※東海バスグループ共済会からの永年勤続旅行補助金はP20をご覧ください。



第6章 定年退職・退職

(1) 定年退職日：社員の定年は65歳

満65歳の誕生日後最初に迎える6月15日、9月15日、12月15日、3月15日が定年退職日となります。

※ 再雇用として、原則として70歳まで働くことができます。

(2) 定年退職記念式典について

定年退職日に開催

※土・日祝日の場合は変更あり

(3) 定年退職後の働き方について

フルタイム就労者

65歳未満の一般就労者と同一の勤労条件となります。

※ 賃金は「再雇用規程」に基づき支給



短時間就労者

1ヶ月20日以内の就労日数が基本となります。

※ 賃金は「契約社員賃金規程」に基づき支給

(4) 退職金

入社3年経過後、会社にて退職金の積み立てを開始します。
積立金を退職時に受け取れます。

(5) 餞別金

退職時に東海バスグループ共済会から給付されます。

○在会2年以上 2,000円 ○在会5年以上 3,000円

○在会10年以上 8,000円 ○在会15年以上 12,000円

○在会20年以上 15,000円

※ 契約運転士および在会3年未満の契約社員等の会員は適用となりません。

(6) 還付金

退職時に「東海バスグループ共済会預り金」をお返しします。

第7章 健康管理

(1) 健康診断

年1回実施しています。



(2) 脳MRI健診

全バス運転士を対象に、3年に1回の健診を実施しており、健診費用は全額会社が負担しています。



(3) 睡眠時無呼吸症候群

スクリーニング検査の受診

全バス運転士を対象に、3年に1回の健診を実施しており、検査費用は全額会社が負担しています。



(4) インフルエンザ予防接種

予防接種を受けた場合は、会社が予防接種代金の一部を負担します。

※東海バスグループ共済会からも補助があります。
詳しくはP19参照



(5) ストレスチェック

年に1回全社員に実施しています。高ストレス者は産業医との面談を希望することができます。



第8章 小田急グループ健康保険組合

小田急グループ健康保険組合の諸制度

(1) 人間ドック受診補助金制度

30歳以上の被保険者および被扶養者に対して1回のみ20,000円

※東海バスグループ共済会からも補助があります。
詳しくはP9をご覧ください。



(2) 出産育児一時金

1児の出産につき500,000円を支給します。産院と小田急グループ健康保険組合が分娩費や入院費のやり取りをする直接支払制度を利用すると、窓口で多額の費用を支払わずに済みます。

※産院に合意文書を提出するだけで済みます。
※500,000円に満たない場合は差額が支給されます。



(3) 傷病手当金

怪我や病気で休業した場合、標準報酬日額の2/3相当額を給付します。ただし、休み始めた日から3日目までは支給されませんが、通算して1年6ヶ月間は支給します。

【傷病手当金の算出方法】

1日あたりの日額（小田急グループ健康保険組合等級による）
× 休業日数 × 2/3相当額 = 傷病手当金

※東海バスグループ共済会からも補助があります。詳しくはP9をご覧ください。

(4) 限度額適用認定証

1ヶ月で医療機関への支払いが自己負担限度額を超えた場合は限度額まで支払いが軽減されます。

（自己負担額は標準報酬月額によって変わります。）

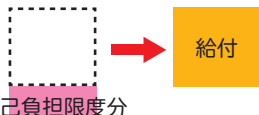
※ご利用には事前申請が必要となります。

※マイナ保険証をお持ちの場合、限度額が自動適用されます。

(5) 高額療養費制度

医療費の自己負担額が一定額を超えたときに超えた分を支給します。

※一定額は標準報酬月額によって変わります。 自己負担限度分



合算高額療養費制度

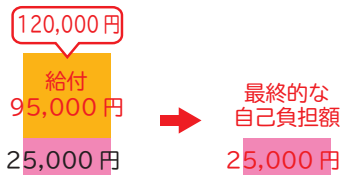
世帯単位で自己負担額を合算できます。1 ヶ月 1 件ごとの自己負担額が、限度額に満たない場合でも同一月・同一世帯内で 21,000 円以上の自己負担額が複数ある場合は、その額を合計することができます。合計額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を合算高額療養費として支給します。



※小田急グループ健康保険組合加入者に限る。

合算高額療養費付加金制度

合算高額療養費制度を利用した場合は、自己負担額のうち 1 人につき 25,000 円を超えた分を付加金として支給します。



自己負担額のうち 25,000 円を足切額とし、残りの自己負担金分は小田急グループ健康保険組合から支給されます。

※小田急グループ健康保険組合加入者に限る。

第9章 東海バスグループ共済会

東海バスグループ共済会とは、東海バスグループ社員の生活互助および福利増進を目的とした会です。なお、各種贈与金の請求は贈与の事実発生後6ヶ月以内に申請してください。

(1) 結婚祝金

結婚したときに祝金を贈与します。

結婚祝金	贈与額
在会3年未満の人	20,000円
在会3年以上の人	35,000円
在会5年以上の人	50,000円
在会中に再婚する人（1回に限り）	20,000円



(2) 出産祝金 20,000円

本人または配偶者が分娩したときに贈与します。

(3) 入学祝金 10,000円相当の図書カード

会員のお子さんが小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学（短期大学）に入学するときに贈与します。



(4) 弔慰金

会員または家族が亡くなったとき弔慰金を贈与します。

死亡弔慰金	贈与額	
本人	500,000円	(100,000円)
配偶者	70,000円	(30,000円)
会員の実・養父母または実・養子	30,000円	(10,000円)
会員の祖父母、兄弟姉妹、孫で 同居または扶養している者	10,000円	(10,000円)
配偶者の父母	10,000円	(10,000円)

※契約運転士および在会3年未満のエリアクルー等の会員は（ ）内の金額になります。

(5) 災害・生活見舞金

会員が、風水害・火災・震災・その他不慮の災害を受けたとき、被害の程度により贈与します。

災害見舞金

《例》自家が全焼・全壊全流失時に 300,000 円以内



(6) 傷病見舞金

会員が、怪我や病気で休業した場合、標準報酬日額の 1/5 相当額を支給します。ただし、休み始めた日から 3 日目までは支給されませんが通算して 1 年 6 ヶ月間は支給します。



※小田急グループ健康保険組合からも補助があります。詳しくは P16 をご覧ください。

(7) 病氣予防関係

疾病予防補助金 6,000 円

会員およびその家族（被扶養者）が会の指示した要項により疾病予防のため費用を要した場合は、1 人年 1 回につき 6,000 円を補助します。

※人間ドックを受けたとき等



インフルエンザ予防接種補助金 上限 1,500 円

会員本人が医療機関においてインフルエンザ予防接種を受診したとき補助します。

（年 1 回に限り、1,500 円上限）

※ただし、共済会以外の補助（小田急グループ健康保険組合の補助金等）を受けることができる場合は、実費額からその補助額を差引いた残高に対し、1,500 円を上限に補助します。



診断書等補助金 書類発行代金の全額

傷病またはケガで会社を休んだ際に、会社に提出が必要な診断書および治療したことを証明する書類を発行したとき補助します。



(8) 文化・体育活動補助

ゴルフ大会・夏季レクリエーション・家族レクリエーション等、共済会の認めた大会やイベントに補助をしています。



(9) 各種補助金

会員と家族（配偶者および扶養親族）が次の方法で旅行したときに贈与します。



・指定する小田急グループのホテルを利用 ・東海バストラベルを通じて宿泊施設を利用 ・共済会指定保養所を利用（お問い合わせ下さい）	1泊につき 5,000円以上	2,000円
	10,000円以上	3,000円
東海バストラベルのツアーを利用	宿泊ツアー（1回につき）※車中泊は除く	5,000円
	10,000円以上の日帰りツアー	3,000円
	5,000円以上の日帰りツアー	2,000円

20年・30年勤続による補助金

会社から勤続表彰を受けたときに贈与します。



20年勤続 20,000円 30年勤続 50,000円

(10) 通学定期券補助金

会員のお子さんが東海バスの通学定期券を購入したとき、1人につき、1ヶ月5,000円を贈与します。

※金額が1ヶ月5,000円に満たない場合は、その金額が限度額となります。

(11) 貸出金

結婚・出産・入学等の理由で費用が必要なとき貸出しします。毎月15日までに共済会事務局に提出・その月の給与日に貸出し・翌月の給与から返済開始となります。《年利率3.0%》

【例】一般貸出金 ☆返済方法：給与のみ60回以内

○在会2年未満 10万円以内 ○在会3年未満 15万円以内

○在会4年未満 20万円以内 ○在会5年未満 25万円以内

○在会6年未満 30万円以内 ○在会6年以上 50万円以内

※東海車両サービスで車両を購入する場合、在会7年以上の会員は100万円以内で貸出します。

第10章 紹介報奨金制度

(1) バス運転士志願者紹介報奨金

東海バスには「バス運転士志願者紹介報奨金制度」がございます。お知り合いに「バス運転士志願者」がおられましたら、ぜひご紹介ください。

紹介者に最大10万円の報奨金
を授与します。

- ※志願者が入社後3ヶ月経過で5万円
- 入社後3年が経過で5万円を紹介者に支給
- ※支給対象は東海バスグループ社員に限ります。
- ※詳細については総務課までお問合せください。



(2) 貸切バス利用者紹介報奨金

貸切バスご利用のお客さまを紹介した社員には

バス代（税抜）の3%を報奨金
として授与します。

- ※運行が成立した場合に報奨金を授与します。
- ※詳細については旅行営業課までお問合せください。



(3) 贈答品購入者紹介報奨金

「アピデギフトプラザ伊東」をご利用のお客さまを紹介した社員には

購入金額（税抜）の3%を報奨金
として授与します。

- ※中元・歳暮商品、金券（QUOカード、米券、ビール券）は対象外となります。
- ※詳細については事業課までお問合せください。



第11章 職場交流イベント

東海バスグループでは、従業員同士が交流できるイベントを労働組合と連携して、季節毎開催しています。

(1) 家族レクリエーション

日帰りのバス旅行を開催しています。

毎年4月頃開催



(2) 夏季レクリエーション

BBQ 等の交流イベントを開催しています。

毎年8月頃開催



(3) ゴルフ大会

東海バスグループのゴルフ大会を開催しています。

毎年10月頃開催



(4) OB 交流会

東海バスグループのOBとの交流会を開催しています。

毎年11月頃開催



(5) 冬季レクリエーション

スキー旅行やバス旅行等の交流イベントを開催しています。

毎年2月頃開催



TB東海バス